

障福第 1232 号
平成 30 年 4 月 27 日

県所管域 { 障害者支援施設 管理者 }
{ 障害児入所施設 管理者 } 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス担当課長
(公印省略)

旧優生保護法に関連した資料の保全について (依頼)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、平成 30 年 4 月 25 日付け子母発 0425 第 1 号、子家発 0425 第 2 号、医政総発 0425 第 1 号及び障企発 0425 第 1 号により、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、厚生労働省医政局総務課長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長から別添のとおり依頼がありました。

この依頼は、平成 8 年に現在の母体保護法に改正される前の旧優生保護法に関して、「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」や「与党優生保護法に関するワーキングチーム」において議論が行われており、厚生労働省に対し速やかに保全の協力の要請があったために発出されたものです。

つきましては、貴施設において、旧優生保護法に関連した資料が残存していることが判明した際には、保存期間を問わず当分の間廃棄せず、保存を継続していただくとともに、下記問合せ先に御連絡いただきますようお願いいたします。

問合せ先

施設指導グループ 堀口、佐藤

電話 (045) 210-4724 (直通)

ファクシミリ (045) 201-2051